

子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

「子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」とは、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、下記に挙げる「教育・保育サービス事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、それぞれの令和 11 年度におけるサービスの目標量とそれを実現するためのサービスの提供体制（確保方策）を推計するものです。

（１）量の見込みと提供体制対象サービス一覧

「教育・保育サービス事業」と「地域子ども・子育て支援事業」は、以下のとおりです。

【１】教育・保育サービス事業

区分	対象		該当する施設
1号認定	3－5歳	専業主婦（夫）家庭 教育利用	認定こども園・幼稚園
2号認定①	3－5歳	共働き等家庭等であっても、教育利用のみを希望する家庭	幼稚園
2号認定②	3－5歳	共働き家庭等 教育・保育利用	認定こども園・保育所
3号認定	0－2歳	共働き家庭等 保育利用	認定こども園及び保育所 ＋特定地域型保育事業

【２】地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター事業）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童等対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構

	成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定	保育認定を受けない子どもに対し、一時的に認定こども園や幼稚園で通常の利用時間以外に保育を行います。
一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望	共働き世帯で幼稚園を利用している子どもに対し、定期的に幼稚園で通常の利用時間以外に保育を行います。
一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）	保育認定を受けない子どもに対し、一時的に認定こども園や保育所等で利用希望に応じた保育を行います。
延長保育事業 （時間外保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を行います。
病児保育事業 （病児・病後児保育）	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に学校敷地内専用施設や保育園等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成するものです。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するものです。

【新規事業】

■令和6年4月1日施行 3事業 ※令和4年改正児童福祉法施行に伴い創設

事業名	事業概要
子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む。）に、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行うものです。
児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行うものです。
親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行うものです。

■令和7年4月1日施行 3事業 ※令和7年改正子ども・子育て支援法等施行に伴い創設

事業名	事業概要
妊婦等包括相談支援事業	妊婦、その配偶者等に対して面談等により妊娠・出産・子育て等に関する情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行うものです。
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業のことです。
産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安のある方に対して、助産師等の専門職による心身のケア、育児のサポート等の支援を行うものです。

（２）量の見込みと提供体制推計の考え方

【１】第１期からの経緯と国の考え方

10年前に第１期子ども・子育て支援事業計画が始まった当初は、国から子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方のガイドブックが示され、当時に実施された「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果を使った、対象サービスごとの「量の見込み」の推計方法が示されました。

しかし、推計結果と過去の各サービス実績値には、多くのサービスで乖離が見られ、実際には、この推計結果も参考にしつつ、過去の推移を見ながら「量の見込み」を推計しています。

今回の第３期子ども・子育て支援事業計画においても、国では同様なガイドブックを出していますが、下記のように、ニーズ調査結果は重要としつつも、各市町村の実情に応じた推計も可能としています。

■利用希望を把握するための調査を行う趣旨

市町村子ども・子育て支援事業計画は、利用者ニーズに応じた提供体制を確保するためのものであることから、潜在的ニーズも含めたニーズ把握・算出自体は重要と考えており、第３期においてもこの基本的な考え方に変更はありません。他方で、各市町村において、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえた、より効果的、効率的な方法によるニーズ把握・算出を行うことも可能です。

■提供体制確保の実施時期の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、各市町村における保育ニーズや提供体制等、それぞれの実情を踏まえた上で、令和11年度末までのできるだけ早期に量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定します。

【2】本市における第3期の量の見込みと提供体制推計の考え方

本市では、第3期の量の見込みの推計に当たっては、以上を踏まえ、昨年度実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果も参考に、第1期から10年間の各サービスの実績値の増減率、その間の新型コロナウイルス感染症による影響等、社会経済的背景を踏まえた推計値を活用することとします。

提供体制については、国のガイドブックに準拠して、本市におけるこれまでの需要に対する供給状況等、それぞれの実情を踏まえた上で、令和11年度末までのできるだけ早期に量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業の提供体制の整備を目指します。